

資料 2

山梨移住プロモーション事業「山梨まるごと移住セミナー&相談会」企画・運営業務委託仕様書

1 件名

山梨移住プロモーション事業「山梨まるごと移住セミナー&相談会」企画・運営業務委託

2 目的

自治体間での移住者獲得競争が激化するなかで、東京圏在住の移住を検討している者に対して、県内の移住に係る様々な情報の取得や、市町村等との個別相談等が可能な移住イベントを実施し、特に 20 代から 40 代の世代を中心に、本県の暮らしの魅力、自然の豊かさ等を PR し、将来的な移住に繋げていくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和元年 11 月 29 日（金）まで

4 山梨まるごと移住セミナー&相談会の概要

(1) 主催

山梨県

(2) 開催日時

令和元年 11 月 4 日（月）（祝）

11：00～16：30（開催時間帯は想定）

(3) 会場

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 12 階 カトリアサロン（一部）

※ 県が、特定非営利活動法人 100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター（以下、「センター」という。）を通じて、既に手配した会場を利用すること。なお、会場や備品等の借りに係る費用は受託者の負担とし、借りに係る各種調整は、センターを通じて行うこととする。

※ 東京交通会館カトリアサロンの一部（約 730㎡）を本事業の会場とする。なお、カトリアサロンの残りの部分は山梨県農政部が実施する別事業の会場となる。（本事業の会場は別事業の会場と壁面で分離されている。）

(4) 対象者

山梨県への移住を考えている者、地方への移住を考えている者 など

(5) 移住セミナー&相談会の内容

① 市町村等出展団体による個別相談

② 移住セミナー等 PR イベントを含む来場者向け集客企画

(6) 想定される規模

出展ブース 約65 イベントスペース 1ないし2

(7) 来場者の費用負担

原則として、来場者からの入場料等は求めないものとする。

ただし、集客のために行う付加的な企画において、来場者に実費負担額等の負担を求める必要がある場合は、事前に県と協議の上で徴収するものとする。

5 委託業務内容

(1) 山梨まるごと移住セミナー&相談会の企画・計画

① 確実に集客につながる魅力的な企画を提案するものとし、県に協議の上、実施計画を決定すること

② 企画提案に当たっては、下記(イ)～(ホ)を必ず盛り込むこと。

(イ) 市町村等出展団体による個別相談

・県と協議の上、移住の個別相談に有用な出展団体を選定すること

(ロ) PR イベント等来場者向けステージイベント

・当日のプログラムを作成するとともに、ステージイベントを企画すること。

・ステージイベントについては、参加市町村等のPRと共に、山梨の魅力を伝えるステージイベントを企画すること。

・プログラムの構成については、山梨の魅力を伝えるステージイベントを2回以上実施すること

【ステージイベントの例示】

・山梨県の魅力・移住のよさを伝えるトークイベントの実施

・田舎暮らしに係る著名人の講演会の実施 等

(ハ) その他集客企画

・上記ステージイベントに加えて集客に繋がるイベント、ワークショップ、展示等を企画して差し支えない

(ニ) 広報

・広報媒体や周知方法について提案すること。

併せて、広報イメージを表現したチラシ案を例示すること

(ホ) 想定来場者数(ただし、500人以上)

③ 市町村等出展団体による個別相談ブースの配置や移住セミナー等PRイベントなどを行うスペース等を記した会場レイアウトを示すこと。

④ 開催に向けたスケジュールを示すこと。

⑤ 全国の各自治体が行っている移住関連イベントに埋没することなく、移住を検討する者に対して本県の暮らしの魅力を発信し、将来的な移住・定住に繋がる効果的なイベントとなるよう内容・仕掛け等を工夫すること。

⑥ 仕様書4(3)に記載されている山梨県農政部が開催する別事業を必要に応じて支援すること。

(2) 広報・周知

○ 各種広報媒体を活用した広報・周知

対象者への効果的な周知を行うため、広報媒体や周知方法を提案し、実施することとする。なお、遅くとも、開催日の1月前から広報・周知を開始すること。

(3) 運営

① 出展団体の募集及び調整

② 会場設営・撤去

※当日の会場設営に向けた装飾等の作成、事前の連絡調整等も含む。

③ 運営マニュアルの作成

④ 当日の運営

⑤ 来場者アンケートの実施・結果集計

※アンケートの内容は、県と協議の上決定するものとする。

(4) 実績報告書の提出

山梨まるごと移住セミナー&相談会終了後、令和元年11月末日までに下記内容を記載した業務実績報告書（任意様式）を県に提出すること。

① 広報・周知活動の実績

② 来場者数、内容の概要及び評価（運営状況が分かる写真又は映像を添付すること）

(5) 上記（1）～（4）に付随する業務

関係者との連絡調整等、上記業務に付随する業務を行うこと。

6 著作権の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとする。

7 その他

(1) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(2) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。

(3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。